

## 文化会館使用料

使用区分		使用時間	午前	午後	夜間	全日
			午前9時～午後12時	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
ホール	平日	入場料を徴収しない場合	15,100 円	22,200 円	29,100 円	66,400 円
		入場料が2,000円以下の場合	24,600 円	36,300 円	47,700 円	108,600 円
		入場料が2,001円以上の場合	32,800 円	48,400 円	63,600 円	144,800 円
	土日祝	入場料を徴収しない場合	18,600 円	27,600 円	36,200 円	82,400 円
		入場料が2,000円以下の場合	32,200 円	47,600 円	62,700 円	142,500 円
		入場料が2,001円以上の場合	43,000 円	63,500 円	83,600 円	190,100 円
ステージ	平日	入場料を徴収しない場合	4,700 円	8,000 円	10,300 円	23,000 円
		入場料が2,000円以下の場合	8,400 円	13,900 円	17,800 円	40,100 円
		入場料が2,001円以上の場合	11,200 円	18,500 円	23,700 円	53,400 円
	土日祝	入場料を徴収しない場合	6,200 円	11,300 円	14,900 円	32,400 円
		入場料が2,000円以下の場合	11,400 円	20,200 円	27,100 円	58,700 円
		入場料が2,001円以上の場合	15,200 円	27,000 円	36,200 円	78,400 円
会議室	第1(洋室 62.8㎡)	1,100 円	1,300 円	1,300 円	3,700 円	
	第2(和室 40.3㎡) 15畳	900 円	1,100 円	1,100 円	3,100 円	
	第3(和室 36.4㎡) 15畳	900 円	1,100 円	1,100 円	3,100 円	
多目的室 (117.5㎡)		4,200 円	4,900 円	4,900 円	14,000 円	
展示スペース(160㎡)		2,000 円	3,000 円	3,000 円	8,000 円	

- 適用 ① 楽屋（第1・2・3・4）については、ホール又はステージの使用に付随する施設とする。  
但し、楽屋（第1・2・3・4）を単独で使用する場合は、楽屋の第1・2は1時間100円、第3・4は、1時間200円を徴収する。
- ② 使用時間を延長し、若しくは繰り上げて使用する場合は15分以上59分までの時間とし、使用料の30%を徴収する。

※注 客席、ホワイエの使用はできません。

## 文化会館付属設備使用料

セット名	使用料	セット内容
照明セット	小	5,000 円 ピアノ発表会・中割講演会
	中	15,000 円 全面講演会・オーケストラ
	大	25,000 円 コンサート・演劇・ミュージカル
ピンスポット	5,000 円	1台あたり
音響セット	小	1,500 円 陰アナのみ
	中	3,000 円 講演会・録音
	大	5,000 円 芸能発表・コンサート・ミュージカル
	多目的室	1,000 円 多目的室用
反射板セット	小	3,000 円 反射板・指揮者演奏者譜面台（～30名） バス・ピアノ椅子（3個まで）
	大	5,000 円 反射板・指揮者演奏者譜面台（～60名） 譜面灯セット
雛段セット	小	3,000 円 平台15枚以下
	大	6,000 円 平台16枚以上
所作台セット	20,000 円	伝統芸能
バレエマットセット	10,000 円	リノリウム
道具セット	小	1,000 円 演台・司会台・緋毛氈・上敷・座布団・めくり
	中	3,000 円 カスミ幕・金屏風
	大	5,000 円 紗幕・松羽目幕・鳥屋囲い
スタインウェイ (フルコンサートピアノ・D-274)	5,000 円	ホール又は多目的室
ヤマハ (フルコンサートピアノ・CFⅢS)	2,000 円	ホール又は多目的室
映写セット	小	3,000 円 映写スクリーン又は水平幕を映写幕として使用した場合 16mm映写機又はスライド映写機の内、1台を使用した場合
	大	5,000 円 映写機/スライド映写機を2台以上使用した場合
ビデオセット	小	1,000 円 テレビ・ビデオデッキ
	大	2,000 円 移動用スクリーン・液晶プロジェクター・ビデオデッキ
多目的室パネル	1,000 円	多目的室専用展示パネル（～12枚）
穴あきパネル（180cm×120cm）	100 円	1枚あたり（～125枚）

●文化会館使用料の減免基準●

- (1) 太田市、太田市教育委員会、（一財）太田市文化スポーツ振興財団等が主催又は共催で利用するとき→**100%減免**
- (2) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の長が、児童又は生徒の保育活動、教育活動に利用するとき→**100%減免**
- (3) 市内の大学の長が学生の教育活動に利用するとき→**50%減免**
- (4) 市内の社会教育関係団体又は文化協会及びその所属団体が社会教育活動、文化活動等に利用するとき→**50%減免**
- (5) 市内の社会福祉関係団体が社会福祉活動等に利用するとき→**50%減免**
- (6) その他教育委員会が適当と認めるとき→教育委員会が認める割合

※（１）以外に該当する以外の利用者が入場料等これに類する料金を徴収する場合は、この限りではない。